

概算特別教育研究経費、G P等

- 実習及び実習的科目群・時間の拡充。教職課程としてのFDの推進。(島根、横浜国ほか)
- 教育委員会との連携
- 実務系招聘教員(山口、鹿児島ほか)
- 教員養成系センター等、教員養成機能(弘前ほか)
- 大学院の教職履修(滋賀大)・免許プログラム(上越、兵教ほか)
- インターネットによる大学院履修(岐阜)
- 教員養成系単科大学の教育改革

○ 教職・教員養成科目の役割・意義の浸透。
○ 教員志望学生、教委等からの評価。

△ 教職の意義、教科教育、教育実習を中心とした改善が進む反面、教科専門に係わる科目の改革が課題。(教職、教科教育、実務系教員が中心に改革を担い、教員養成学部で多数を占める教科専門系教員の関与が相対的に希薄。教職課程全体の改善にともなう負担は教職・教科教育等の教員に集中。)

△ 実習及び教職の意義に係わる科目群が充実した反面、教職課程(課程認定)科目群全体を見通した内容及びコースワークの確立が課題。

[参考] 教員養成学部の教員構成比

○ 教員養成課程・修士(教・心・特⑫、国⑦、社⑫、教⑦、理⑫、音⑦、美⑦、保体⑦、技⑤、家⑦、英⑤)[88=教職・教科教育32:他56]

○ [小免] 教科8、教職41、教科・教職10、その他8

○ [中免] 教科20、教職31、教科・教職8、その他8

■ 中教審答申・[内容] 改革

- 「教職実践演習(仮称)」(2単位)の新設・必修化(「使命感や責任感、教育的愛情等を持って、教科指導、生徒指導等を実践できる資質能力」を最終的に形成し、確認。)
- 教育実習における大学の責任ある対応を明確化(大学の教員と実習校の教員が連携して指導能力、適性等に問題のある学生は実習に出さない。)
- 「教職指導」の実施を法令上、明確化(教職課程全体を通じて、学生に対するきめ細かい指導、助言、援助を充実。)

△ 「教職実践演習」等、実習系科目群の必修化・少人数化による改善、相対的少数の教員による教職必修系多人数講義、相対的多数の教員による教科専門系小人数講義が偏在。

△ 教員養成課程教員が教職課程科目の質保証を主務とする教員であることを、講義内容段階で位置づけられるかどうか。(教職関係教員の比率を高めるか、できなければ、全教員クロス担当型教職課程科目等による、内容面の改善に取り組むか、等)

△ 教職課程科目において、「教職の意義」「教科教育」「教科専門」「心理臨床系科目」等の履修プロセスが、「教職指導-段階的実習-教職実践演習」等のプロセスを準備し、その評価に収斂されているとは必ずしもいえない。(他の課程系・専門職育成との比較において、「段階制」「コースワーク」による課程・内容保証が不安定。大学・学部による格差が少なくない。)

△ 教科専門系科目の履修段階が相対的に後年・卒論関係科目と関係され、大学入学以前における教職課程としての学力確認、補完、更新、教育実習支援機能を、必ずしも果たしているとはいえない。

[参考] 学生・教職課程履修院生の要望(概要)

- 教職の意義や使命感について早い段階で学びたかった。
- 本当に教職を希望する者に免許を与えるべき。教職を目指す者だけが受講し、教職を支援する教員が講義をする形にして欲しい。
- 実務経験のある教師の講義が説得力がある。
- 講義ばかりで学校や子どもと関係する実習が不足していた。(現実の学校や子どもと接する際の課題や方法を学びたかった。)
- 模擬授業等を多くして欲しかった。
- シラバスや実際の講義内容が教職とは思えなかった。
- 個別専門だけの内容で教職の単位をとった。安易な読替が横行していたと思う。
- 教員になることを批判する教職科目があったり、講義中心でやる気をもてなかった。
- 教職取得のため一時間かけて別のキャンパスに行く必要があった。
- 履修指導がなく、冷淡に扱われた。

- (教職課程・課程認定の) 是正勧告や認定取消を可能とする仕組みの整備。
- 各大学における「教員養成カリキュラム委員会」の機能充実・強化。

■ 中教審答申・[制度] 改革の活用、課程認定における確認・点検を通して、質保証を実質的なものに改善する動きを支援する。

■ 教員養成カリキュラム委員会等を効果的に機能させ、(出身校実習の改善、免許更新講習等の経験を生かしつつ)、実習を含む「課程認定」関係科目の改善を支援する。

→ 「課程認定」と点検において、シラバスモデル(内容上の質保証条件)とコースワークモデル(免許科目総体を通しての質保証条件)、(できなければ)点検項目の検討を通して対応すること、など。

[教職課程の質保証]

◇ 教職課程認定科目・実習・講義等の内容と担当教員等をシラバス作成の必須項目(もしくは点検項目として)として明示すること。

◇ 教職系必修([教職の意義][教育実習][教職実践演習]など)科目群と教科系必修・選択必修([教科教育][教科専門]など)科目群の関係を明確化し、課程認定科目の水準格差と偏在を改善するため、シラバスモデル・最低必須項目を明示しつつ、内容面と担当面の改善を支援すること。

◇ 事前事後指導や講義・演習等と実習参加条件等、講義・演習の内容・評価等を明示し、実習参加要件となる科目の内容・評価と実習内容との関係を担保できるように、支援すること。

◇ 教職系科目において、実務系教員、教科教育教員、教科専門教員の連携・融合を促し、(免許更新講習における講師経験の活用など)教科専門教員の教職必修科目への関与を促すこと。

◇ 実習協力校による実習参加要件・実習指導の評価への係わりを拡充すること。

[コースワーク]

◇ 履修学生の達成度・達成感、評価、自覚を得ることができるよう、他の課程認定型専門職の教育課程等を参考に、認定科目の全体(もしくは主要科目)について、シラバスモデル、コースワークモデル、(できなければ)点検項目を明示する形で、内容・担当とカリキュラムの改善を支援すること。

◇ 全ての課程認定科目について、シラバス上、「学習指導要領」「教育実習」「教職実践演習」との関係を示すよう促すこと。

◇ 教職課程認定と科目設定の趣旨に基づき、内容を講義・実習等を含む形にするなど、実質的に拡充することで、「教育実習」「教職実践演習」への寄与・関係を強めるよう促すこと。

[その他]

◇ 教員養成課程では、小学校免許の充実に全教員の関与を促し、そのための支援をすすめること。

◇ 教員養成課程以外の学部・大学における教科目の質保証に、教員養成カリキュラム委員会等をとらして、教員養成学部が指導性と責任を発揮できるよう、支援すること。